

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、
翌日(当たる翌日)に當る)

第一条 この規則は、鳥取県立鳥取青年の家（以下「青年の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第二条 青年の家においては、次に掲げる事務を行う。

- 一 青少年の集団宿泊訓練に關すること。
- 二 青少年の野外活動に關すること。
- 三 青少年及び青少年指導者の研修に關すること。
- 四 その他青少年の健全な育成に關すること。

（職制）

第三条 青年の家に、所長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、青年の家に次長を置くことができる。

（職員の種類及び職）

第四条 青年の家の職員（臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。

2 青年の家の職員の職は、所長、次長、主幹、主任、主事、現業主幹及び現業主事とする。

（職員の分担事務）

第五条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

（休所日）

第六条 青年の家の休所日は、次のとおりとする。

（目的）

鳥取県立鳥取青年の家の管理運営に関する規則

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頼

鳥取県教育委員会規則第三号

一月曜日

二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

三 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

（利用の許可の申込み等）

第七条 青年の家の利用しようとする者は、様式第一号による許可申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の十日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第二号による許可書をその申込者に交付しなければならない。

3 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（行為の制限）

第八条 青年の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青年の家の施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。

三 その他教育委員会が定める行為

（監督）

第九条 教育委員会は、青年の家の適正な管理運営を図るために必要なと認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

第十条 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

一 この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

二 許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。

三 その他青年の家の管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

（事故の発生の届出）

第十一条 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（使用料の減免）

第十二条 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第三号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則（昭和三十七年九月鳥取県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

様式第一号(第七条関係)

鳥取県立鳥取青年の家利用許可申込書

職 氏 名 殿

年 月 日

申込者 郵便番号 □□□-□□

住 所

団体名

代表者氏名

電話

住 所
団体名
代表者氏名
年 月 日
職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県立鳥取青年の家を利用したいので、許可してください。

を次のとおり許可します。
年 月 日付けで申込みのあつた鳥取県立鳥取青年の家の利用

利 用 目 的

利 用 期 間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで

区分 性別	小学校の児童・中学校の生徒			高等学校の学生			一般			人			計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
利用者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

利 用 目 的

利 用 期 間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで

区分 性別	小学校の児童・中学校の生徒			高等学校の学生			一般			人			計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
利用者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

利 用 目 的
利用期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
区分 性別 小学校の児童・中学校の生徒 高等学校の学生 青年講師等の者 一般 その他 計
利用者 男 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
男 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
女 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
計 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
利用責任者
備考

利 用 目 的
利用期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
区分 性別 小学校の児童・中学校の生徒 高等学校の学生 青年講師等の者 一般 その他 計
利用者 男 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
男 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
女 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
計 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
利用責任者
備考

様式第三号(第十二条関係)

鳥取県立鳥取青年の家の使用料減免申請書

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則をここに公布する。

職 氏 名 殿

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□-□□□

住 所

団体名

代表者氏名

㊞

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則
(昭和五十二年三月三十日)

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免していただきたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的		年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
区 別	高等學校の生徒・学生	一 般 人			計	
		青 年	引率者・講師等	その他の者		
利 用 者	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人
減 免 を 必 要 と す る 理 由						

第一條 この規則は、鳥取県立船上山少年自然の家(以下「少年自然の家」といふ。)の管理運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 少年自然の家においては、次に掲げる事務を行ふ。

1 少年の集団宿泊訓練に関する事務。

2 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探求に関する事務。

3 少年指導者の研修に関する事務。

4 その他少年の健全な育成に関する事務。

(内部組織及び分掌事務)

第三条 少年自然の家に、庶務係及び指導係を置く。

2 係の分掌事務は、所長が定める。

3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならぬ。

(職制)

第四条 少年自然の家に所長を、係に係長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行せらるため、必要があると認めるときは、少年自然の家に次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

第五条 少年自然の家の職員（臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員とする。

2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長及び係長とする。

(職員の分担事務)

第六条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(休所日)

第七条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

三 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。（利用の許可の申込み等）

第八条 少年自然の家を利用しようとする者は、様式第一号による許可申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の十日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第二号による許可書をその申込者に交付しなければならない。

3 少年自然の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(行為の制限)

第九条 少年自然の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 少年自然の家の施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 少年自然の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

三 その他教育委員会が定める行為

(監督)

第十条 教育委員会は、少年自然の家の適正な管理運営を図るために必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第十一條 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

一 この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。

二 許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。

三 その他少年自然の家の管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(事故の発生の届出)

第十一條 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生つたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の减免)

第十二條 少年自然の家の使用料の减免を受けようとする者は、様式第三十一号による减免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第十三條 少年自然の家の使用料の减免を受けようとする者は、様式第三十一号による减免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

様式第一号（第八条関係）

鳥取県立船上山少年自然の家利用許可申込書

職 氏 名 殿
年 月 日

申込者 郵便番号 □□□-□□

住 所
団 体 名

代表者氏名
電 話

次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、許可してください。

利 用 目 的										
利 用 期 間		年	月	日	時から	年	月	日	時まで	
利用者	性別	区分		小学校の児童・中学校の生徒	高等学校の生徒	一 般	人	引率者・講師等の者	その者	計
		男	女	人	人	人	人			
	計	人	人	人	人	人	人		人	
利 用 責 任 者										
備 考										

様式第二号(第八条関係)

鳥取県立船上山少年自然の家利用許可書

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日

職 氏 名 団

年 月 日 付けで申込みのあつた鳥取県立船上山少年自然の家の利用を次のとおり許可します。

利 用 目 的		年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
利用者	性別	区 分	小学校の児童・中学校の生徒	高 等 学 校 の 生 徒	一 般 人
		引率者・その他の者	講師等の者	計	
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人
計					
利用責任者					
備 考					

様式第三号(第十三条関係)

鳥取県立船上山少年自然の家使用料減免申請書

申請者 郵便番号 □□□□-□□□
住 所
団体名
代表者氏名

鳥取県立船上山少年自然の家の使用料を減免していただきたいので、次どおり申請します。

利 用 目 的		年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
利用者	性別	区 分	高 等 学 校 の 生 徒・生 学 生	一 般 人	そ の 他 の 者
		引率者	講師等の者	計	
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人
計					
減免を必要とする理由					

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「鳥取県立米子図書館境港分館 境港市 日野郡日野町」を「鳥取県立米子図書館日野分館 日野郡日野町」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表体育保健課の項中「体育係」を「学校体育係、社会体育係」に改める。

第三条社会教育課の項第三号中「青年の家」の下に「少年自然の家」を加える。

第十六条第三項を削る。

第十八条及び第十九条を削る。

第二十条中「各教育事務所及び武道館」を「及び各教育事務所」に改め、同章中同条を第十八条とする。

第六章中第二十一条を第十九条とする。

（教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。別表第二号中「・館長」及び「・館長補佐」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

昭和五十二年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕